#### 〇報告の概要(法第3条第1項関係)

### 1 報告の対象となる行為

水質汚濁防止法に基づく特定事業場において、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合は、土地の所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者)は当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者(指定調査機関)に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければなりません。

## 2 報告の義務者

報告者は、<u>有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の「土地の所有者等」</u>になります。 土地所有者等が特定施設の設置者と異なる場合は、県から土地の所有者等に宛てて施設が廃止された旨等を通知(有害物質使用特定施設使用廃止通知書(法第3条第3項関係))します。

## 3 報告の期限

報告書の提出期限は調査義務が生じた日から起算して120日以内に報告する必要があります。なお、特定施設の設置者と土地所有者等が異なる場合は、調査義務が生じた日が異なります。

- (1) 特定施設の設置者と土地所有者等が同一の場合 有害物質使用特定施設の使用廃止日から起算して 120 日以内
- (2) 特定施設の設置者と土地所有者等が異なる場合 土地の所有者等が県から有害物質使用特定施設使用廃止通知書(法第3条第3項関係) を受け取った日から起算して120日以内
- ※期限以内に報告ができない特別の事情がある場合、「土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書」を提出し、期限までに認められた場合には報告期限を延長することができます。
- ※土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、<u>その状態が継続する間は調査実施の一時的な猶予</u>が受けられます。この場合、「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認申請書」を提出し、知事の確認を受ける必要があります。

# 土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

東三河総局長 県民事務所長 殿市 長

該当しないものにつ いては、取り消し線 を引いてください。 郵便番号 〇〇〇一〇〇〇 報告者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇

者 住 所 ○○申○○明○○ 氏 名 ○○株式会社

(名称及び代表者氏名 **代表取締役** 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場
工場又は事業場の敷地であった土	○○市○○町○○番、○○番、○○番
地の所在地	事業場等であった全地番を記載
使用が廃止された有害物質使用特定	全地釆が記載できない場合や 一部の土地に
施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
施設の設置場所	○○市○○町○○番 水質汚濁防止法の特定施設を記載
廃止年月日	〇〇年〇月〇日
法第6条第1項第1号の環境省令	ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、
で定める基準に適合していないお	鉛及びその化合物 電力 は 今年の毎日 4 司 4
それがある特定有害物質の種類	調査した全ての項目を記載
	ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
土壌汚染状況調査の結果	○○区画超過 最高濃度 ○○mg/L
	その他の物質は適合
分析を行った計量法第 107 条の登	●●株式会社
録を受けた者の氏名又は名称	計量事業登録 ○○県○○号
土壌汚染状況調査を行った指定調	●●株式会社
査機関の氏名又は名称	指定番号 環〇〇一〇〇一〇〇号
土壌汚染状況調査に従事した者を	
監視した技術管理者の氏名及び技	技術管理者証交付番号 第〇〇〇〇〇〇号
術管理者証の交付番号	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。